

# 通 報

大ト協第52号  
平成30年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 辻 卓 史

## 平成30年度 先進安全自動車（ASV）導入にかかる助成について （ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、危険予測に効果があると思われる先進安全自動車（ASV）の導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 募集期間

（一次募集）平成30年 4月1日（日）～平成30年8月31日（金）

（二次募集）平成30年12月3日（月）～平成31年2月28日（木）（予定）

**※上記期間内であっても一次・二次募集それぞれの助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。（終了の際は**大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内**）**

#### 2. 助成額

車両1台につき、「4. 助成対象装置」の①～③の装置を各1つずつ、装置取得本体価格の1/2、1装置あたり最大5万円、3装置装着の場合は合計15万円までとする。（消費税・取付工賃等は助成対象外）

#### 3. 上限台数

（**新車標準装着の装置**）

1事業者あたり10台を上限とする。

（**後付け装置**）

1事業者あたり3台3装置（現在、後付け装置で助成対象装置は、「4. 助成対象装置」の②の装置のみです）

**※新車標準装着10台と後付け装置3台の計13台での申請も可**

**※助成上限台数は一次・二次募集を合わせたの台数**

#### 4. 助成対象装置

- ①衝突被害軽減ブレーキ装置
- ②ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置
- ③車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

#### 5. 助成条件（すべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・和泉・なにわ・堺）であること。（自家用車、軽自動車は除く）
- 賃貸借・中古装置等は助成いたしません。（装置装着済中古車両の購入等を含む）
- **平成30年4月1日以降に装着・支払いをした装置を助成対象とします。（新車標準装着の場合は登録日が平成30年4月2日以降のもの）**
- **ドライブレコーダ、EMS機能を持ち合わせた後付け装置について、ドライブレコーダ導入助成、EMS機器導入助成との重複助成はいたしません。**

#### 6. 必要書類（郵送可）

- ① 平成30年度 先進安全自動車導入促進助成金交付申請書（様式1）
- ② 先進安全自動車導入促進助成金申請内訳書（様式2）
- ③ 先進安全自動車（ASV）装置 装着（搭載）証明書（様式3）
- ④ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式4）

※平成30年度中に他の助成事業を利用の際に、すでにご提出いただければ提出不要

- ⑤ 直近事業年度の事業報告書の資本金・従業員数の記載があるページの写し

**※後付け装置の場合は提出不要**

- ⑥ 車両見積書の写し（新車標準装着の場合）

（※後付け装置の場合は、請求書の写し（購入の場合）、または装置見積書の写し（リース・割賦契約の場合））

**※必ず購入装置の型式・税抜き取得価格（工賃を除く）が明記されたもの。**

※購入の場合、領収書と金額が一致すること。（請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するよう、全ての写しを添付して下さい。）

**※標準価格ではなく取得価格が分かるもの**

- ⑦ 領収書の写し（振込み明細書等でも可）または、リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し

※領収日が平成30年4月1日以降のもの。（手形の場合は手形決済日が平成31年3月末までのもの）※余白部分に手形決済日を書き添えて下さい

**※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付してください。**

※通帳のコピーは不可

※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。(助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可)

⑧ 装着車両の自動車検査証の写し(※助成申請日において有効期限内のもの)

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて控えをお取りください。

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・車検証のそれぞれの写しは申請する助成金ごとすべてに添付してください。

## 7. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014

大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4033

## 8. 注意事項

- 助成申請は、装置の導入完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。(助成金の枠取りはいたしません)
- **助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会で受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や(郵送中等)、終了時点において郵送による申請等で当協会でお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。**
- **一次募集終了以降、二次募集開始までの間は助成申請を受付いたしません。**  
(一次募集終了後から二次募集開始までの間に導入された装置も二次募集の際にご申請いただけます)

一般社団法人大阪府トラック協会 会長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

※印鑑は貴社印(丸印)を押印してください

## 平成30年度 先進安全自動車 (ASV) 導入促進助成金交付申請書

弊社車両に導入の先進安全自動車 (ASV) について、下記のとおり申請いたします。

記

( 一次募集 ・ 二次募集 ) ←どちらかに○をして下さい

1. 助成金申請額 \_\_\_\_\_ 円 ( 台 装置)

例：1台に3装置搭載車両を2台分助成  
申請する場合、2台6装置と記入

2. 助成金振込先口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 支店名 \_\_\_\_\_

口座種別 ( 当座 ・ 普通 ) 口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

3. 添付書類(※ 詳細は別紙案内をご覧ください)

① 先進安全自動車導入促進助成金申請内訳書 (様式2)

② 先進安全自動車 (ASV) 装置 装着 (搭載) 証明書 (様式3)

③ 暴力団等の排除に関する誓約書 (様式4)

←様式4について平成30年度、他の助成金申請等ですでに提出済の方はここにチェックを入れてください  
(提出は年度内一度で可)

④ 直近事業年度の事業報告書の資本金・従業員数の記載があるページの写し

※後付け装置の場合は提出不要

⑤ 車両見積書の写し(新車標準装着の場合)

(※後付け装置の場合は、請求書の写し(購入の場合)、または装置見積書の写し(リース・割賦契約の場合))

⑥ 領収書の写し(振込み明細書等でも可)、またはリース契約・割賦契約の場合は契約書の写し(契約書に車番等の記載がない場合は物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しも添付して下さい)

⑦ 装着車両の自動車検査証の写し

**※助成申請前に必ず各社にて申請書類の控えをお取り頂き、保管して下さい。**

## 先進安全自動車(A S V)導入促進助成金申請内訳書

No.	自動車登録番号	車台番号	種 別	装置メーカー名	装置名称・型式	装置価格 税・工賃抜き	助成金額	装着年月日 (※新車標準装着の 場合は新車登録日)
1	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	円 円 円	平成 年 月 日
2	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	円 円 円	平成 年 月 日
3	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	円 円 円	平成 年 月 日
4	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	円 円 円	平成 年 月 日
5	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	円 円 円	平成 年 月 日
6	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	円 円 円	平成 年 月 日
7	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	円 円 円	平成 年 月 日
8	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	円 円 円	平成 年 月 日
9	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	円 円 円	平成 年 月 日
10	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			円 円 円	円 円 円	平成 年 月 日
助 成 金 額 合 計							円	

※新車標準装着装置の助成上限は10台、後付け装置の助成上限は3台です(合わせて10台以上申請される場合は本紙をコピーしてご使用下さい)

※ブレーキ＝衝突被害軽減ブレーキ装置、ふらつき等＝ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置、横滑り＝車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

# 先進安全自動車（ASV）装置 装着（搭載）証明書

記入日：[平成 年 月 日]

一般社団法人大阪府トラック協会 <b>会 長 殿</b> 当社が下記事業所保有の下表車両に対し、下表のとおり安全装置等を装着（搭載）したことを証明いたします。 <b>【導入先事業者】</b> （貨物運送事業者名） _____	<b>【装着証明事業者】</b> （自動車販売会社等） 所在地
	事業者名
	代表者名 <span style="float: right;">㊟</span> <span style="float: right;">※社印(個人印不可)</span>
	電話番号
	取付担当者名(連絡先担当者)

## 【装着車両一覧】

No.	装着車両番号	車台番号	装着安全装置		装置数	装着年月日 (※新車標準装着の場合は新車登録日)
			装置メーカー名	装置名・型式		
1	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			平成 年 月 日
2	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			平成 年 月 日
3	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			平成 年 月 日
4	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			平成 年 月 日
5	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			平成 年 月 日
6	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			平成 年 月 日
7	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			平成 年 月 日
8	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			平成 年 月 日
9	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			平成 年 月 日
10	大阪・和泉 なにわ・堺		ブレーキ ふらつき等 横滑り			平成 年 月 日

※新車標準装着装置の助成上限は10台、後付け装置の助成上限は3台です  
(合わせて10台以上申請される場合は本紙をコピーしてご使用下さい)

※ディーラー各社・販売店等に作成を依頼して下さい。

※ブレーキ=衝突被害軽減ブレーキ装置、ふらつき等=ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置、横滑り=車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

※証明書類につき、修正液等は使用しないで下さい。

**※原本を添付して下さい。**

( 様 式 4 )

平成 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

## 誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者